

仕 様 書

1 事業名

令和5～10年度ファイルサーバー機器等賃貸借

2 事業の目的

本事業は、現在市ネットワークで使用しているファイルサーバー機器等の老朽化に伴い、新たに機器更新を行うことを目的としている。

3 機器賃貸借仕様

(1) 賃貸借機器

賃貸借機器は、別紙「サーバー機器等賃貸借物品内訳書」(以下内訳書という)のとおりとする。これを満たす機器を選定し、見積を作成すること。

また、仕様を満たすため各種設定を必要とする場合は、その設定費も含んで積算すること。

(2) 留意事項

①本契約の適用範囲については、賃貸借機器及び市既存機器等(サーバー、クライアント及びネットワーク装置等)に係る設置及び設定は含まない。

②賃貸借機器及びソフトウェアについて、各種登録(ユーザー登録、メーカー保守等)の必要がある場合は行うこと。

③内訳書項番1については、調達した機器のスペック一覧表を市へ提供すること。

4 賃貸借期間及び支払方法

(1) 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの60月間とする。

なお、本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、本契約に係る金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができる。

また、本契約を変更又は解除したことにより損害が生じたときは、損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、協議して定める。

(2) 支払方法

本契約の支払方法は、年度分一括前払いとする。

5 納品場所

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市役所 行政経営課

6 納品方法

- (1) 納品は一括とする。ただし、協議の上双方の同意があった場合この限りではない。
- (2) 納品にあたっては、事前に日程等について市と協議すること。
- (3) 内訳書項番1で示す機器において指定するOS, CPU, メモリその他の機器追加用オプション等については、仕様で示すスペックを満たすものを機器に組み込み、機器で認識していることを確認の上納品すること。
- (4) 内訳書項番1及び項番2, 項番3, 項番4で示す機器について、ライセンス証, メーカー保証書, マニュアル及び各種メディア等の機器添付物についても、併せて納品すること。
- (5) 内訳書項番5及び項番6, 項番7, 項番8で示すソフトウェアについて、ライセンス証, メーカー保証書及びインストール用メディア等を、一式にて納品すること。
なお、サーバー機器等への各ソフトウェアのインストール作業は本業務に含めないものとする。

7 納品期限

令和5年8月31日までに受託者が責任をもって5に掲げる納品場所へ全ての機器を搬入すること。

8 保守

本契約に係る機器の保守については、当該機器メーカーの保証によるものとし、本契約には含まないものとする。なお、保証期間については賃貸借の期間とすること。

9 契約終了時の機器の撤去

本契約の終了の際は、受託者の負担において、賃貸借機器の撤去及び市役所からの搬出作業を実施すること。なお、撤去及び搬出作業には、機器のデータ消去作業は含めない。

10 その他

(1) 注意事項

- ①見積は本事業に係る5年間全ての費用を含めて積算すること。また、本件の納品物について仕様を満たすために各種設定を必要とする場合は、その設定費も含んで積算すること。
- ②本仕様書に記載なき事項であっても、運用上必要と認められるものについては、納品時において充足するものとする。
- ③中古品は不可とする。また、5年の使用に耐えうるに十分な信頼性を持った製品でなければならない。
- ④納品にあたっては、市既存機器等に破損等の影響のないよう十分注意すること。
なお、作業が原因で市既存機器等に障害等が発生した場合は、市へ報告の上、受託者の責任において復旧すること。

(2) 発生材

引渡を要しない発生材は、全て役所敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処理を行うこと。

(3) 記載外事項

①本仕様書に記載されていない事項は、市と協議すること。

②受託者の瑕疵により、情報漏洩及び既存機器の障害などのため発生した損害により必要を生じた経費は、受託者が負担すること。(第三者に及ぼした損害を含む)